（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）が附則第一条第三号に定める日前である場合には、同日の前日までの間における新令第十二条の三の二の規定の適用については、同条第四項中「第五条の四第九項」とあるのは、「第五条の四第八項」とする。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　附則第一条第四号に定める日が同条第三号に定める日前である場合には、同日の前日までの間における新令第十二条の三の二の規定の適用については、同条第四項中「第五条の四第九項」とあるのは、「第五条の四第八項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第五条　施行日から平成二十四年六月三十日までの間における新令第二十三条の三第五項の規定の適用については、同項の表租税特別措置法施行令第三十九条の八十四の二第三項の項中「第三十九条の八十四の二第三項」とあるのは「第三十九条の八十九第一項」と、「場合における同条第二項」とあるのは「場合の」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「場合における法第六十八条の五十七第二項」とあるのは「場合の」と、同表租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十第五項及び第三十九条の九十の二第四項の項中「第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十第五項」とあるのは「第三十九条の九十第五項」とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「並びに第十条の三第一項」を「、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」に改め、同条第三項中「及び第十二条の三」を「から第十二条の三の二まで」に、「第十二条の三第三項」を「第十二条の二の二第二項、第十二条の三第三項及び第十二条の三の二第三項」に改める。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項及び第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に、「第六十三条の二」を「第六十三条の四」に改める。

第三十四条の二第一項中「場合を含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「いう」の下に「。次条において同じ」を加え、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十四条の三　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する個人が、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地の譲渡（租税特別措置法第三十七条若しくは第三十七条の九の五の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十二条の規定の適用を受けるものを除く。）をしたときは、当該譲渡に対する租税特別措置法第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、当該譲渡は、同法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に該当するものとみなして、同条の規定（同条第三項から第六項までの規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡が同項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十三条の二第一項中「法人を除く。」の下に「。次条第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「いう」の下に「。次条において同じ。」を加え、同条第三項中「。次条において同じ。」を加える。

（特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十三条の三　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する法人が、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地の譲渡（租税特別措置法第六十五条の五の二、第六十五条の七、第六十五条の八若しくは第六十六条の二の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条若しくは第二十条の規定の適用を受けるものを除く。）をしたときは、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の二第一項に規定する収用換地等による譲渡に該当するものとみなして、同条の規定（同条第二項から第八項までの規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十五条の二第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び当該譲渡が前項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。